

「既設アンカー緊張力モニタリングシステム研究会」
会 則

既設アンカー緊張力モニタリングシステム研究会

既設アンカー緊張力モニタリングシステム研究会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、既設アンカー緊張力モニタリングシステム研究会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を、東京都内におく。

(目 的)

第3条 本会は、独立行政法人土木研究所、及び民間 8 社による共同研究「アンカーへの取付け・交換が容易な新型アンカー荷重計の開発」で開発された“既設アンカー緊張力モニタリングシステム”（以下、「本技術」という）について、技術の向上および普及の促進を通じて斜面保全・斜面防災に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 本技術の普及活動
- (2) 本技術の関連技術の情報収集および情報交換
- (3) 本技術の適用に向けた課題抽出、解決策の検討
- (4) 本技術の実施に関わる技術資料の整備・改訂
- (5) 本技術に関わる産業財産権の運営管理業務の支援
- (6) その他、本会の目的を達するために必要な事項

第 2 章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、以下によって構成される。

- (1) 正会員；本会の設立に貢献した法人および本技術に関する特許権の実施許諾を受けた法人
- (2) 準会員；本会の目的、事業に賛同し、正会員に準じる活動を行う法人

(入 会)

第6条 本会に入会しようとするものは、所定の入会申込書を事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(義 務)

第7条 会員は、以下の義務を負う。

- (1) 本技術の普及に必要な活動を行う。
- (2) 入会金、年会費および本会の運営上必要と認めた会費を納めなければならない。
- (3) 本技術に関する情報の収集および提供を行う。
- (4) 本会の活動を通じて知り得た秘密を会員以外の第三者に開示または漏洩してはならない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 解散
- (3) 除名

(退 会)

第9条 会員が本会を退会しようとするときは、退会後も本会の秘密に関する事項を保持する旨の誓約を付した退会届を、30日以上予告期間をおいて会長に提出しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を得て除名することができる。

- (1) 本会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき
- (2) 会則又は総会の決議を無視する行為があったとき
- (3) 長期間会費を滞納したとき

(権利の喪失)

第11条 退会または除名されたものは、会員としての一切の権利を失い、既に納付した会費その他本会資産に対して、何等の請求をすることが出来ない。

第 3 章 役 員

(役 員)

第12条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副 会 長	1 名
理 事	若干名
監 事	1 名

(選 任)

第13条 役員を選任は下記に従う。

- (1) 会長、副会長および理事は、正会員である法人を代表するものから総会で選任する。
- (2) 監事は、理事会の承認を得て会長が選任する。
- (3) 役員は監事他を兼務することを認めない。

(職 務)

第14条 役員の職務は以下のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成して会務を執行する。
- (4) 監事は、本会の会計、業務執行状況を監査し、また理事会に出席して意見を述べる事が出来る。

(任 期)

第15条 役員任期は以下のとおりとする。

- (1) 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- (2) 補欠または増員のため選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- (3) 役員が辞任し、または任期が満了した場合であっても、後任者が就任するまでの職務を前任者が行うものとする。

(解 任)

第16条 本会の役員として相応しくない行為があったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。

(事務局長)

第17条 本会に事務局長をおくことができる。事務局長は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

(事務局長の職務)

第18条 事務局長は、本会の会務の運営に関する重要条項に関し、会長の諮問に応ずる。事務局長は、事務の一切を執行するものとし、事務補佐をおくことができる。

第4章 会議

(総会)

第19条 本会の総会は、定時総会および臨時総会とする。総会は会長が招集し、議長となる。

- (1) 定時総会は、年1回とし、毎年6月末日までに開催する。
- (2) 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、もしくは理事会において総会開催を議決した場合に開催する。

(総会の議決事項)

第20条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 会長・副会長・理事の選任
- (4) 会則の変更
- (5) 解散
- (6) その他会長が必要と認めた事項

(総会の議決権)

第21条 正会員および準会員は、総会において各1個の議決権を有する。

2. 総会は、正会員および準会員の3分の2以上の出席がなければ議決することが出来ない。
3. 総会の議決は、別に規定する場合を除き、出席者（委任状提出者を含む）の過半数の賛成をもってこれを議決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

(理事会)

第22条 理事会は、会長が必要と認めた場合に開催する。理事会の構成は、会長・副会長・理事とする。

(理事会の議決事項)

第23条 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算に関する事項
- (2) 事業報告および収支決算に関する事項
- (3) 会務の執行に関する諸規定の制定改廃に関する事項
- (4) 会員の入退会に関する事項
- (5) 本会運営および事業活動に関する重要事項
- (6) 資産の管理に関する事項
- (7) 会則の変更
- (8) 解散
- (9) その他会長が必要と認めた事項

(理事会の議決権)

第24条 理事は、理事会において1個の議決権を有する。

2. 理事会は、理事現在数の2分の1以上に当たる理事が出席しなければ議決することができない。
3. 理事会の議決は、別に規定する場合を除き、出席した理事の議決権の過半数を持ってこれを議決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

(議決権の代理行使)

第25条 理事は、あらかじめ通知された事項につき書面、または代理人により議決権を行使することができる。

2. 前項の書面は、理事会の日の前日までに事務局に到着しない時は無効とする。

第5章 委員会

(委員会)

第26条 本会の運営および事業活動を円滑に実施するため、技術委員会および広報委員会をおくことができる。

2. 各委員会は、必要に応じてその下に部会等専門グループを置くことができる。

3. 委員会には委員長をおく。
4. 委員長は、委員の互選により会長が委嘱する。
5. 理事会は、必要と認めた場合、委員会の報告を求め、またこれに助言することができる。

第 6 章 会 費

(会 費)

第27条 本会の運営資金は、入会金、年会費をもって賄うものとする。但し、総会の議決により必要があるとされた場合は、臨時会費を徴収することができる。

2. 会員は、別途細則に定める入会金及び年会費を納入する。

第 7 章 資産および会計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 入会金
- (2) 会費寄付された財産
- (3) 資産から生じる収入
- (4) その他の収入

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は、前条に掲げる財産をもって支弁する。

(会 計)

第30条 事務局長は、会計年度終了後、収支に関する決算報告書を作成し、その年度末財産目録と併せて定時総会開催の 15 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

2. 監事は、前項の書類を受理したときには、これを監査し、監査報告書を作成して事務局長に報告しなければならない。

(会計年度)

第31条 会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第8章 会則変更および解散

(会則の変更)

第32条 本会則の変更は、理事会において、理事現在数の3分の2以上の同意を得た上、総会に提案し、出席者（委任状提出者を含む）の3分の2以上の同意を得なければならない。

(解散)

第33条 本会の解散は、理事会において、理事現在数の3分の2以上の同意を得た上、総会に提案し、出席者（委任状提出者を含む）の3分の2以上の同意を得なければならない。

第9章 付 則

(付 則)

第34条 本会則に定めない事項は、総会の議決により決定する。
2. 本会則は、平成26年1月1日より施行する。

以上